



光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 電話 (04798) 4-1211(代)

春の全国交通安全運動 4月6日～15日



交通三悪の

ない町に

昭和五十年四月現在、一、六三八台—当町住民が保有している普通、小型乗用車の台数。人口が一、〇〇〇人余ですから、六、七人にひとり車を持っているといえます。

町内での交通事故は、昭和四十九年度と比べてみると、何んと九倍の増加です。月平均したら三件ほどの事故が起きています。

原因は運転者のスピードの出し過ぎ、前・後・側方の不注意が主で、県道、町道との交差点、見通しのよいところでの事故が大半を占めています。

ドライバーの皆さん、交通法規は必ず守って事故のない町づくりにしましょう。

写真は、車で出勤するパパを三輪車に乗り、安全運転でいってらっしゃいをする行方真澄ちゃん。